

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県東磐井郡藤沢町
- 二 構造改革特別区域の名称 藤沢町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岩手県東磐井郡藤沢町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ四十五フィートコンテナ物流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 四十五フィートコンテナの輸送円滑化事業（一二三四）

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県黒川郡富谷町
- 二 構造改革特別区域の名称 富谷町待機児童対策臨時的任用職員（保育士）の任用期間の延長特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県黒川郡富谷町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 二 構造改革特別区域の名称 つくばモビリティロボット実験特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 つくば市の区域の一部（つくばセンターエリア及びつくば研究学園エリア）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（一〇五・一二二

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県利根郡みなかみ町
- 二 構造改革特別区域の名称 みなかみ町藤原地区食育推進給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部（藤原地区）（詳細は内閣府において
閲覧に供する。）

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 入間市
- 二 構造改革特別区域の名称 入間ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 入間市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県夷隅郡御宿町
- 二 構造改革特別区域の名称 御宿町・布施村街道里山活性化どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県夷隅郡御宿町の区域の一部（七本地区、実谷地区及び上布施地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 柏崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 柏崎市保育園看護師配置補助緩和事業
- 三 構造改革特別区域の範囲 柏崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南砺市
- 二 構造改革特別区域の名称 なんと活性化どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南砺市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 磐田市
- 二 構造改革特別区域の名称 安心・安全の給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 磐田市の区域の一部（竜洋地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 湖南省
- 二 構造改革特別区域の名称 石部南地域給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 湖南省の区域の一部（石部南地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 二 構造改革特別区域の名称 大阪府サービス管理責任者の資格要件弾力化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（九三八）

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府泉南郡岬町
- 二 構造改革特別区域の名称 岬町笑顔満開給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府泉南郡岬町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉吉市
- 二 構造改革特別区域の名称 倉吉市こどもはぐくみ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 倉吉市の区域の一部（関金町山守地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松江市
- 二 構造改革特別区域の名称 松江市保育所看護師配置促進による保育環境充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松江市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県
- 二 構造改革特別区域の名称 佐賀県保育所看護師配置促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐賀県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 天草市
- 二 構造改革特別区域の名称 天草有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 天草市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一

三〇三）